



鳥取県公報

令和5年3月10日（金）
第9479号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正（84）（産業人材課） 2
	基本測量の実施（85）（県土総務課） 2
	公共測量の終了（86）（〃） 2
	手数料の収納事務の委託（87）（警察本部会計課） 3

告 示

鳥取県告示第84号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1～3 略</p> <p>4 2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検定職種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">35歳未満の者</th> <th style="width: 50%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>機械加工、シーケンス制御、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	検定職種	金額		35歳未満の者	その他の者	略			機械加工、シーケンス制御、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	略		<p>1～3 略</p> <p>4 2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検定職種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">35歳未満の者</th> <th style="width: 50%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>機械加工、<u>電気機器組立て</u>、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	検定職種	金額		35歳未満の者	その他の者	略			機械加工、 <u>電気機器組立て</u> 、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	略	
検定職種		金額																					
	35歳未満の者	その他の者																					
略																							
機械加工、シーケンス制御、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	略																						
検定職種	金額																						
	35歳未満の者	その他の者																					
略																							
機械加工、 <u>電気機器組立て</u> 、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	略																						

鳥取県告示第85号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第86号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、琴浦町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、確定測量)

- 2 作業地域 東伯郡琴浦町大字森藤
- 3 終了年月日 令和5年2月28日

鳥取県告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県交通安全協会
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで